

令和6年1月9日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
浜松法人部	静岡県浜松市中区鍛冶町 332-1	静岡県浜松市中央区鍛冶町 332-1	令和6年1月1日
浜松営業部	静岡県浜松市中区鍛冶町 332-1	静岡県浜松市中央区鍛冶町 332-1	令和6年1月1日
徳島支店	徳島県徳島市東船場町 1-24	徳島県徳島市寺島本町西 1-7-1	令和6年1月15日
松江支店	島根県松江市天神町 1	島根県松江市朝日町 477-17	令和6年1月22日

（2）変更の理由

浜松法人部・浜松営業部 浜松市行政区再編に伴う区名変更
徳島支店・松江支店 営業所の移転に伴うもの